

誓約書

このたび合併処理浄化槽設置費補助金を申請するにあたり、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条（設置後等の水質検査）、第10条（浄化槽管理者の義務）及び第11条（定期検査）の規定について遵守することを誓約します。

なお公共下水道等が供用開始されましたら、速やかに接続することを誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

蟹江町長 殿

浄化槽法（抜粋）

（設置後等の水質検査）

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 省略

3 省略

（定期検査）

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 省略